

5・6月の休診日：毎週日曜・月曜、5/3（金）～5/7（火）

※ゴールデンウィーク

公立久米島病院 病院長  
並木 宏文



## 2024年度 予防医療についてのご案内

日頃より公立久米島病院にご協力いただきまして誠にありがとうございます。当院で推奨している予防医療について、ご案内いたします。お気軽にご相談ください。

### ① 予防接種

- **肺炎球菌ワクチン**：65歳以上の方、もしくは心・肺・肝・腎疾患、糖尿病などの持病がある方に、生涯で1～2回（接種は5年間隔）
- **带状疱疹**：50歳以上の方、遺伝子組み換えワクチン2回推奨（他、60歳以上で生ワクチン1回接種法あり）
- **インフルエンザ**：全ての方に、毎年
- **破傷風**：全ての方に（特に農業・畜産業の方）、初回は3回、その後10年毎（百日咳予防を兼ね三種混合で代用も推奨）
- **B型肝炎**：19～59歳の全ての方と60歳以上の高リスク（慢性肝疾患、糖尿病、腹膜・血液透析中、B型肝炎患者の家族の方、医療従事者等）の方に
- **A型肝炎**：慢性肝疾患・B型/C型肝炎の方などに
- **HPV**：子宮頸がん・肛門がんの予防目的、特に26歳以下の女性・男性の方に（定期接種対象者の場合は無料）

- **麻疹・風疹**：ワクチンを接種していない方（特に40～50代男性、抗体検査・接種が無料となる場合あり）
- **新型コロナウイルス**：別途、国の指針をご参照ください。
- **その他のワクチン**：海外（特に途上国）に行く予定がある方はご相談下さい。

### ② がん検診（まずは住民健診などで相談・検診ください）

- **胃がん**：50歳以上の方（胃バリウム検査を1～3年毎、上部消化管内視鏡を2～3年毎）
- **大腸がん**：45歳～75歳の方（便潜血2回法を毎年か、大腸内視鏡3～10年毎）、大腸がんの家族がいる方（家族歴）があれば要相談
- **肺がん**：50歳～80歳の方で、喫煙歴（1日1箱×20年相当）がある方（禁煙後15年未満の方も検診対象）
- **乳がん**：50歳（もしくは40歳）～75歳（マンモグラフィを2年に1回）の方、家族歴があれば要相談
- **子宮頸がん**：性交開始後21歳～65歳（子宮頸部細胞診を3年（あるいは2年）に1回か、HPV検査5年毎と細胞診検査を場合により行う）

## 「発達障害を知ろう ～合理的配慮とユニバーサルデザイン～」

公立久米島病院  
小児科 渡邊 幸

4月2日は『世界自閉症啓発デー』でした。2007年に国連総会で決議され、毎年この期間に、全世界の人に自閉症をはじめとする発達障害について理解してもらう取り組みが行われています。国連ではまた、世界で発達障害を早期発見・介入するシステムや、教育プログラムの充実、社会の理解や、平等に社会に参加できる環境づくりを強化していけるよう、推進しています。

日本では2024年4月から「合理的配慮の提供が義務化」されました。これは、行政機関や事業者は事業を行うにあたり、障害のある人から「社会的バリアを取り除いてほしい」と意思表示があった場合には、**建設的な話し合い**のもと、**事業者の負担が過重にならない範囲**で配慮を行う義務です。内閣府の例を示すと聴覚の過敏があるお子さんが飛行機の音が聞こえると興奮して授業に集中できない、という場合に、保護者から「教室の窓を防音にしてください」と訴えがあった場合。塾や学校は「防音窓の設置は費用面からも難しい。」「でも、飛行機が通る時間に教員がイヤーマフを使う様伝えることはできる。」など、実施可能な方法でお互いが納得できる方法を導くことが大事とされています。「前例がない」「特別扱いできない」などの理由で合理的配慮を断ることはできないという、画期的な法律です。

一方、障害の有無、性別、文化の違いなどに関わらず、誰にとっても使いやすい環境デザインを「ユニバーサルデザイン」と言います。駅の標識やトイレをはじめ、街の中にユニバーサルデザインは実は沢山あります。教育の場でも「学びのユニバーサルデザイン：Universal Design for Learning (UDL)」という考え方が世界的に広がっています。これは、発達障害の有無に関わらず、誰もが学びやすい学習環境のデザインです。例えば、授業の流れや構成をあらかじめ示したり、口頭で説明するときは「1つ目～、2つ目～」と簡潔に伝えたり、「声の大きさ表」などを掲示することもUDLです。書くのが苦手な人は黒板を写真に撮ることで書く量を減らしたり、読むのが苦手な人は教科書を読み上げるソフトを使えたりと選択できるようにすることもUDLです。

合理的配慮もユニバーサルデザインも障害のある人もない人も社会に「平等」に参画するために貴重な考え方です。

「合理的配慮の義務化」について詳しく知り合い方は下のURLから詳細なパンフレットを見ることができます。（出典：内閣府政策統括官 障害者施策担当）

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo2/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf)

